

# 令和3年第9回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催年月日

令和3年9月27日（月） 13時30分開会  
14時39分閉会

## ■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代  
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

## ■ 欠席委員

なし

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育部参与兼歴史文化課長	中摩 浩太郎
教育総務課長兼学校給食センター所長	紺屋 聖一
学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	内村 喜代志
スポーツ振興課長	和田 哲郎
指宿商業高校事務長	出島 雅彦
学校整備室主幹兼望ましい学校づくり推進係長	東 孝一

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事

- ・ 日程第1 議案第23号 指宿市体育施設条例施行規則及び指宿市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する条例施行規則の一部改正について

- ・ 日程第2 議案第24号 指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正について
- ・ 日程第3 議案第25号 指宿市望ましい学校づくり調整会議設置要綱の廃止について
- ・ 日程第4 議案第26号 第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針について
- ・ 日程第5 議案第27号 教育委員会事務局の職員の任免について

(8) その他

(9) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和3年第9回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

### 3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和3年第8回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

### 4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府委員にお願いいたします。

### 5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますので、ご覧ください。

1項目目でございます。

8月30日、大会議室で第3回指宿市立小・中・高等学校校長研修会がございました。コロナ禍におきまして、教育委員の皆様方が、校長先生方とお目にかかる機会が少なくなったこと、令和3年に新しく赴任された校長先生方への紹介も兼ねまして、研修会の始めに紹介をさせていただきました。当日は早い時間からお集まりいただきましてありがとうございます。

2項目目でございます。

9月10日、市長応接室におきまして、第40回指宿市新型コロナウイルス対策本部会議がございました。まん延防止が9月30日までに延長になったことから、担当課の所管している施設等についての確認がございました。

3項目目でございます。

9月15日、市長応接室で指宿商工会議所青年部による絵本の寄贈式がございました。子供向けに日本商工会議所青年部が作成しました、渋沢栄一翁からまなぶ「おかねってなあに？」の絵本を、指宿商工会議所青年部より36冊寄贈していただきました。

4項目目でございます。

9月22日、大会議室で第3回指宿市教頭研修会がございました。場所は大会議室ではございましたが、リモート開催で研修を行ったところでございます。初の試みでございましたけれども、課題解決に向けたグループワークなど、スムーズに話し合いができ、実りある研修会となりました。

5項目目・6項目目でございます。

令和3年第3回指宿市議会定例会・一般質問がございました。本会議は8月31日、一般質問は9月16日と17日、それぞれ市議会議場で行われたところです。一般質問の中にありました生理の貧困について、今後の流れなどご質問を受けましたが、このことにつきましては、学校にアンケート調査をし、メリット・デメリットを出させていただきました。今後は、小学校・中学校・高校の1校ずつに、試験的に期間を決めて生理用品を置き、そのアンケートを調査して、今後の研究を重ねていきたいと回答をしたところでございます。

以上で、教育長報告を終わります。

## 6 会議の非公開について

(吉元教育長)

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第5、議案第27号については、教育委員会の職員の任免に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

## 7 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1，議案第23号，指宿市体育施設条例施行規則及び指宿市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(鶴窪部長)**

日程第1，議案第23号，指宿市体育施設条例施行規則及び指宿市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する条例施行規則の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市体育施設条例施行規則及び指宿市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

今回の一部改正は，令和2年12月18日付けで，内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が公表されたことに伴い，本市の「実効性のある本人確認の運用方針」と「押印の見直し方針」が示されたことから，その方針に基づき，押印の見直しを行うものであります。

「押印の見直し方針」につきましては，市民や事業者から提出される申請書等について，申請者本人のみに押印を求めるものは押印を廃止できるものとしております。また，申請者本人のほか，第三者の同意や承認のため押印を求めるものは，原則として申請者本人の押印のみを廃止できるものとしております。この方針に基づき，教育委員会所管の規則等につきまして，押印の見直しを行い，関係様式の㊟等の表記を削除しようとするものであります。

改正の内容につきまして，ご説明いたしますので，3ページをご覧ください。

第1条では，指宿市体育施設条例施行規則の「第6号様式」を，第2条では，指宿市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する条例施行規則の「第1号様式」，「第2号様式」及び「第4号様式」のそれぞれ㊟の表記を削除するものであります。

4ページから8ページには新旧対照表を掲載してありますので，お目通しいただきたいと思っております。

なお，附則において，この規則は，令和3年10月1日から施行することとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第1，議案第23号については，提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第1，議案第23号は、提案のとおり可決することといたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第2，議案第24号，指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(鶴窪部長)**

日程第2，議案第24号，指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の9ページをご覧ください。

指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、先ほど、議案第23号でご説明いたしました「押印の見直し方針」等に基づく要綱の見直し、及び字句の整理を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきまして、ご説明いたしますので、10ページをご覧ください。

指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の「別記様式」の「印」の表記を削り、「，出場要件」を「の出場要件」に改めるものであります。

11ページから12ページに新旧対照表を掲載してありますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、附則において、この告示は、令和3年10月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

**(七夕職務代理者)**

添付書類の「，出場要件」を「の出場要件」に改めると説明がありましたけれども、「の」を書き足すことによって、何か意味が変わることがあるのでしょうか。

**(和田課長)**

今回の改正は、要綱の第4条において、賞賜金の交付申請書に添付する必要書類を謳っておりますが、その内容と申請書の様式内の文言が違っていたことから、要綱の文言に合わせたものであります。

**(吉元教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第24号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第2，議案第24号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3，議案第25号，指宿市望ましい学校づくり調整会議設置要綱の廃止についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3，議案第25号，指宿市望ましい学校づくり調整会議設置要綱の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

資料の13ページをご覧ください。

指宿市望ましい学校づくり調整会議設置要綱を廃止したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、平成30年3月に策定した「指宿市望ましい学校づくり基本方針」に定める、指宿市立小中学校の望ましい学校づくりを円滑に推進することを目的とした調整会議を設置しておりましたが、この基本方針を見直し、中学校の学校規模の適正化を図ることを柱とした「第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針」を策定することに伴い、調整会議の所掌事務が終了することから、この要綱を廃止しようとするものであります。

なお、第2次基本方針を推進するための、新たな組織の設置につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第25号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第3、議案第25号は、提案のとおり可決することといたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第4、議案第26号、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(鶴窪部長)**

日程第4、議案第26号、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針について、提案のご説明を申し上げます。

資料の15ページをご覧ください。

第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針を別冊のとおり策定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、今後の望ましい学校づくりについて、中学校の再編を推進するため、これまでの基本方針を見直し、長期的な指宿市の教育環境を見据え、中学校の学校規模の適正化を図ることを柱とした、「第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針」を策定しようとするものであります。

議案の主な内容につきましては、学校整備室長がご説明申し上げます。

**(上村室長)**

それでは、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針について、ご説明申し上げます。まず、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針についてご説明いたします前に、9月13日まで第2次基本方針(案)について、パブリック・コメントを実施し、その意見と教育委員会の考え方を公表しましたので、その内容についてご説明申し上げます。

お配りしてあります、A3版横長の「議案26号資料①」をご覧ください。

今回のパブリック・コメントには、7名の方から26件の意見等をいただきました。そのうち1件については、基本方針に関する意見等ではなかったことから、公表の対象としなかったため、この資料には掲載しておりません。

なお、資料は、基本方針の該当ページ順に掲載しておりますので、提出された意見及びその意見に対する教育委員会の考え方の概要を、1番から順次ご説明いたしますが、同様の意見については併せて説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

まず、1番と2番の、基本方針の1ページ、「はじめに」についての意見です。該当箇所は、「部活動の制限」、「教科担任による学習指導の充実」という部分で、出された意見は、開聞中学校について、人数と比較して部活動数が多いほうだと感じている。現在の子供たちは

自分がしたい競技のためにクラブチームやスポーツクラブを選ぶことも多い。また、今後働き方改革の流れで、外部コーチやクラブチームの活用も進むと考えると「部活動が制限されている」と一概に言えないのではないかと、という意見と、開聞中学校で専門教科外を担当しているのは、家庭科だけである。また、学校応援団の協力で、総合的学習では1年から3年まで地域に根差した探求・体験活動を行っていて学習活動については大変充実しているといえる、という意見でした。

これに対する考え方は、これまでの住民説明会や指宿市望ましい学校づくり調整会議で協議してきた中で挙げられた課題を基に記載しておりますので、意見の趣旨等は、今後の協議において参考にさせていただきます、といたしました。

次に、3番も同じく「はじめに」についての意見で、該当箇所は、「中学校の再編を望む声が多く」の部分で、知人、友人のあいだで西指宿中・北指宿中校区、開聞中・山川中校区で中学校の合併を望む声を聞いたことがないので、合併を望む声がどれくらいあるのか数字を見たい、という意見でした。

これに対する考え方は、これまでの住民説明会や指宿市望ましい学校づくり調整会議で協議してきた中で出された意見を基に記載していることと、今後、保護者や地域住民へのアンケート等を実施する予定としていることから、ご意見として承ります、といたしました。

次に、4番も同じく「はじめに」についての意見で、該当箇所は長寿命化計画に関する記述の部分で、長寿命化計画では、建物の評価が低い順に長寿命化を図るものと捉えておりましたが、統廃合が決まらなければ現在子供たちが通っている小中学校の環境整備はできないということでしょうか、という意見でした。

これに対する考え方は、「指宿市学校施設長寿命化計画」で設定した優先順位を基に整備しておりますが、今後より効果的に進めるためにも、学校再編の道標を示す必要があると考えております、といたしました。

2ページをご覧ください。

次に、5番と6番の、基本方針の2ページ、「1. 学校の状況」、「(2) 学校施設の状況」についての意見です。多くの中学校の建築経過年数が40年以上経過して老朽化している中、既存校のみで再編するのではなく、新設校で気持ち新たに学校をスタートすることを方針で入れ込んでほしい、という意見と、一番古い校舎が残っている西指宿中学校が35年後に築85年を迎える。あと10年から20年後に合併を考えても遅くないのではないかと感じる、という意見でした。

これに対する考え方は、「1. 学校の状況」については、現況などを記載した部分であることや、「2. 基本的な考え方」の「(2) 教育環境の長期的な将来ビジョン」においても、既存校のみでの再編と限定していないことなどから、ご意見として承ります、としました。

次に、7番は基本方針の3ページ、「2. 基本的な考え方」についての意見で、中学校を再編するにあたり指宿地域・山川地域・開聞地域と別々ではなく、指宿市全体で望ましい再編を協議した方がよい、という意見でした。

これに対する考え方は、指宿地域・山川地域・開聞地域と別々で協議するのではなく、「20年・30年後の指宿市の姿を見据え、望ましい学校教育環境を整えていく」と記載してあり、意見の趣旨等は、すでに方針(案)に盛り込まれておりますので、ご意見として承ります、といたしました。



次に、8番と9番の、基本方針の3ページ「2. 基本的な考え方」の前文と、「(1) 望ましい学校規模」についての意見で、世の中に出て路頭に迷う者が多い。離職率が高すぎる。進路指導を徹底し、見通しを立てて進ませる。生きる力をつけるには、ということで出されたご自身の考え方や、免許外教科を撤廃する。授業をする教師が完全に理解していなければ、その説明を聞いた生徒はしっかり理解できないと思われる。1年でも早くこの悪習を改善させ、免許所持者のみによる授業を完全実施させてほしい、という意見でした。

これに対する考え方は、基本方針に賛同されているものと考え、ご意見として承ります、といたしました。

3ページをご覧ください。

次に、10番は、「2. 基本的な考え方」の「(1) 望ましい学校規模」と「(2) 教育環境の長期的な将来ビジョン」についての意見ですが、3つの内容に分けて考え方を示しております。まず、1つ目は、指宿市内の学校で、1学級30人前後のなかの3分の1程度の児童が登校できない学校があります。登校できない児童の学校環境との整合性はどのようになるのでしょうか、という意見でした。

これに対する考え方は、教育委員会では、不登校児童生徒を対象に、自立を促し、集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を目指した指導及び支援を行う施設として、「なのはな教室」を設置し対応しております、といたしました。

2つ目は、規模からの視点のみではなく、具体的に学校再編の理由を示したほうが理解を得られやすいのではないのでしょうか、という意見でした。

これに対する考え方は、意見の趣旨等は、今後の説明会や協議において参考にさせていただきます、といたしました。

3つ目の意見は、指宿市はこれからの発展的な政策もなく、住居地域の予測人口の減少のみで、教育環境の長期的なビジョンを計画されているように受け止められます。これだけ児童生徒数が減るということは、指宿市全体の衰退を感じてしまいます。未来を見据えた希望が感じられる具体的な基本方針の示し方はできないのでしょうか、という意見でした。

これに対する考え方は、児童生徒数の推移は、「第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、様々な政策が実施された前提での推計となっております、といたしました。

次に、11番は、「(1) 望ましい学校規模」についての意見で、私の経験上、1学年1学級全校100名程度が一番やりやすくベストでした。文科省の標準は、地域の実態を考えていない机上の数字だと思います、という意見でした。

これに対する考え方は、ある程度の学校規模や学級集団を確保することが必要であると考えておりますので、ご意見として承ります、といたしました。

4ページをご覧ください。

次に、12番は、「(2) 教育環境の長期的な将来ビジョン」についての意見で、該当箇所は、「30年後の令和33年には中学校が18学級」という部分で、参考図表では、24学級となっています。30年後は30人以下学級が実現している可能性も大きいです。統廃合ありきで数字が示されているように思えてなりません、という意見と、まずは、旧山川小・徳光小・利永小の跡地利用が確定してからではないですか、という意見でした。

これに対する考え方は、参考図表が市内5中学校の学級数の合計であり、「(2) 教育環境の長期的な将来ビジョン」の学級数は、市内5中学校の生徒数から試算した学級数であること、また、文部科学省などにおいて、少人数学級についての調査・研究がなされているようですので、社会状況が変化した場合は、適宜、見直しを行うものとします、などいたしました。

次に、13番は、「(3) 望ましい教育環境への短期的な取組み」の「①中学校の適正規模化」についての意見で、中学校の適正規模化・中学校の集約を早く進めて下さい。生徒の為に、子供は宝です、という意見でした。

これに対する考え方は、基本方針に対する賛同意見として捉え、ご意見として承ります、といたしました。

次に、14番と15番の、「(3) 望ましい教育環境への短期的な取組み」についての意見で、14番に、第一次指宿市望ましい学校づくり基本方針で市民は20年、30年後に統廃合が行われるものだと捉えていた方が多く、説明会への参加や理解へ結びつかなかった経緯があります。今回は多くの市民に参加していただくためにも、「短期的な」の解釈を具体的な数字で示したほうが良いのではないのでしょうか、という意見と、「早期に再編」とは、いつを目標としているのか。具体的に明記した方が良いと思う、という意見がありました。

これに対する考え方は、再編時期などの具体的な計画につきましては、今後、保護者や地域住民の方と協議し、決定していきたいと考えていることから、ご意見として承ります、といたしました。

また、14番には、基本方針の1ページと4ページの記述に整合性がとれていない、という意見があり、これに対する考え方は、方針(案)では、教育環境の長期的な将来ビジョンとして30年後の望ましい学校の在り方を提示し、長期的な将来ビジョンに向けた望ましい教育環境への短期的な取組として中学校の具体的な集約と小学校の適正規模化を継続して検討すること等を考えておりますので、意見の趣旨等は、今後の説明会や協議において参考にさせていただきます、といたしました。

5ページをご覧ください。

次に、16番の、「①中学校の適正規模化」についての意見で、長期的な将来ビジョンを見据えるなら、再編には大規模校の考え方もあるべきことだと思う、という意見でした。

これに対する考え方は、方針(案)において「指宿市の望ましい学校規模」を定めていることから、これを超える大規模校となるような学校再編は考えておりませんので、ご意見として承ります、といたしました。

次に、17番と18番、6ページの19番の、「①中学校の適正規模化」についての意見で、該当箇所は、「部活動や合唱・合奏などの集団活動が制限され」という部分で、部活動については、社会の流れとして、個々の志向を大切にされる流れもあり、習い事として、ピアノ、珠算など、スポーツクラブも硬式野球、スイミングなどさまざまである。陸上部があっても、さらに陸上クラブチームに通うこともある。集団活動が制限されているとは言えない、という意見や、今後の部活動は社会体育とつながっていくように進めていくべきだと思いますので、学校再編の理由に含めるのは妥当でないと思います、という意見があり、合唱・合奏については、音楽や美術が週1時間となり、合奏を熱心に行っている例はあまり聞いたことがない。合唱については、開聞中学校では県内でも合唱の盛んな学校であるといえるし、十分に

教育的効果も上がっている、という意見や、合唱や合奏の充実は学級数とはほとんど関係ないのですが、という意見でした。

これに対する考え方は、学校教育における部活動や、合唱・合奏などの集団活動については、ある程度の学校規模を確保することで選択肢などが増えると考えておりますので、ご意見として承ります、といたしました。

6ページをご覧ください。

また、19番には、③として「教科学習」に関する意見があり、7ページの20番にも、「教科担任」に関する意見がありました。

19番は、残念ながら市内5中とも9教科の教科担任は揃っていません。北指宿中学校と西指宿中学校、山川中学校と開聞中学校を統合しても教科担任の不足は解消されない、という意見で、次のページの20番は、開聞中学校で専門でないのは家庭科だけである。開聞校区の学校応援団は地域芸能から地域文化、農業体験活動、地域の探究活動などたくさんの地域の方が関わってくださっている。中学生にとって素晴らしい学習環境と言えるのではないだろうか、という意見でした。

これに対する考え方は、市内の中学校における臨時免許状による教科担任及び免外解消非常勤講師による授業実態を基に、小規模校において、教職員数が少ないことによる課題が多いことや、総合的に生徒にとって良好な学習環境とはいえない状況と考えておりますので、ご意見として承ります、といたしました。

7ページをご覧ください。

また、20番には、合併した場合、生徒の自宅から学校までの距離は遠くなる。例えば、「朝、体調が悪くても、途中から登校する」などできていたが、スクールバスを利用すると、親が仕事等でいない場合、欠席することになるなど、生徒にとって良い環境とは言えないのではないだろうか、という意見もあり、これに対する考え方は、ご意見として承ります、といたしました。

次に、21番は、「①中学校の適正規模化」についての意見で、北指宿中学校と西指宿中学校、山川中学校と開聞中学校という方法は、1学級あたりの生徒数が増えるだけで、教育の質の向上には寄与しません。将来の指宿の学校像を本当に見据えるなら早い段階で長期的ビジョンを決定して、10年後開校を目処に新築校舎の建設準備に入っていただきたいと思いません、という意見でした。

これに対する考え方は、学校教育において、児童生徒が集団の中で、様々な考え方に触れ、互いに協力し合い、そして切磋琢磨しながら「生きる力」を身に付けていくことは、とても重要であると考えます。そのためには、ある程度の学校規模や学級集団を確保することが必要であると考えており、教育環境の長期的な将来ビジョンにも、30年後には、中学校は2校若しくは1校に集約することを掲げておりますので、ご意見として承ります、といたしました。

次に、22番も、「①中学校の適正規模化」についての意見で、短期的な取組として、一時的な再編という考え方は、何年後に再再編をすることになり保護者や地域の不安を煽ることになると考える。西指宿中学校と北指宿中学校、開聞中学校と山川中学校の考えしかないのは、逆に協議がまとまらなると考える、という意見でした。

これに対する考え方は、小規模な中学校においては、生徒にとって良好な学習環境とはいえない状況であると捉え、早期に再編を行い、学習環境の改善を図る方針（案）を作成しました。指宿市内で2校に再編する場合、再編の協議に相当な期間が必要と見込まれますので、意見の趣旨等は、今後の協議において参考にさせていただきます、といたしました。

8ページをご覧ください。

次に、23番は、「②小学校の適正規模化」についての意見で、小学校の適正規模化については、川尻小学校保護者の意見等を踏まえ、当分は、協議する必要はないと思います。建設的な意見とは思いません、という意見でした。

これに対する考え方は、20年・30年後の指宿市の姿を見据え、「子供たちにとっての望ましい学校」づくりに努めたいと考えておりますので、ご意見として承ります、といたしました。

次に、24番は、「③閉校後の学校跡地の活用」についての意見で、若い子育て世代が住みやすいのは、徒歩や自転車で通学できる学校がある場所ではないだろうか。活性化のためには、地域の学校を守っていくほうが良いと思う、という意見でした。

これに対する考え方は、ご意見として承ります、といたしました。

次に、25番は、「参考図表」についての意見で、R13の西指宿中学校・北指宿中学校の3年生、開聞中学校・山川中学校の3年生を見ると1学級の人数は増え、学級数は増えない。合併することで、学級の環境が良くなるとは言えない。今後変動があるだろうが、合併を考えるのは西指宿中学校が1学級一桁になる20年後でもよいと思う、という意見でした。

これに対する考え方は、学校教育において、児童生徒が集団の中で、様々な考え方に触れ、互いに協力し合い、そして切磋琢磨しながら「生きる力」を身に付けていくことは、とても重要であると考えます。そのためには、ある程度の学校規模や学級集団を確保することが必要であると考えており、教育環境の長期的な将来ビジョンにも、30年後には、中学校は2校若しくは1校に集約することを掲げておりますので、ご意見として承ります、といたしました。

以上が、パブリック・コメントによる、基本方針（案）に関する意見等及び当該意見等に対する考え方であります。

なお、この意見及び考え方と、基本方針の最終案につきましては、指宿市パブリック・コメント制度実施要綱第8条第2項の規定により、ホームページで公表しております。

次に、議案26号資料②、A4横長の資料をご覧ください。

今回のパブリック・コメントでの意見による基本方針の変更は行っておりませんが、基本方針の4ページ、「(3) 望ましい教育環境への短期的な取組み」の、「①中学校の適正規模化」の部分、を、よりわかりやすくするため、一部変更しております。表の左側が変更前、右側が変更後です。

まず、西指宿中学校と開聞中学校が単学級になった年度を入れております。

次に、「集団活動が制限され、」という部分を、「3学年とも単学級の場合は、」を主語にしまして、「集団活動における多様性等が制限される」としております。また、「教科担任による学習指導が十分にできていない」という部分を、「一般的に教職員数が少ないため教科担任による学習指導が十分にできにくい」といたしました。

以上が、変更点でございます。

それでは、次に、「第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針」について、主な内容をご説明申し上げますので、別冊と書いた資料、「第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針」をご覧ください。

今回の基本方針は、これまで、指宿市望ましい学校づくり調整会議で協議してきた中で出された意見や、令和2年8月に開催されました総合教育会議において、中学校の再編についてまとめられた意見等を基に、望ましい学校づくりを推進するために必要な、基本的事項で構成し、これまでの基本方針の改訂版ではなく、新たに第2次基本方針として作成しております。

基本方針の1ページをご覧ください。

「はじめに」として、これまでの協議の内容や、この基本方針を定める理由などを記載してございます。主な内容としましては、指宿地域及び開聞地域での指宿市望ましい学校づくり調整会議で協議してきた中で、中学校において、生徒数が少ないことによる部活動の制限や、教科担任による学習指導の充実などの教育環境に対する課題が挙がり、小学校の再編より中学校の再編を望む声が多く出されたことから、教育委員会では、今後の望ましい学校づくりについて、まずは、中学校の再編を推進していくことを記載しております。

また、学校施設の老朽化が進んでいることなどにより、令和3年3月に策定した「指宿市学校施設長寿命化計画」を効果的に進めるため、学校再編の道標を早めに示す必要があることを記載しております。

最後に、これまでの基本方針を見直し、次代を担う指宿市の子供たちのために、将来にわたって望ましい学校づくりに取り組んでまいります、としております。

2ページをご覧ください。

2ページには、学校の状況として、「児童生徒数の推移」と「学校施設の状況」を示しております。

「(1) 児童生徒数の推移」ですが、中ほどの表をご覧ください。令和3年の児童生徒数は、中学生が996人、小学生が1,939人となっております。30年前の平成3年と比べますと、5割以上減少しています。昭和30年代のピーク時に比べますと、8割以上も減少しております。今後の児童生徒数を、第二期指宿市人口ビジョンの将来人口の推移を基に推計したところ、20年後の令和23年には中学生が680人、小学生が1,293人、30年後の令和33年には、中学生607人、小学生が1,162人になる見込みとなっております、現在と比べますと、約4割減少する見込みとなっております。

次に「(2) 学校施設の状況」ですが、学校施設は、昭和30年から40年代の児童生徒数のピーク時に整備されたものが多く、建築経過年数が50年以上経過した校舎がある学校の割合は、全14校中の64%に上り、これまで、耐震補強工事や大規模改修工事を行い、学校施設の維持保全を行っていますが、ほとんどの学校施設で老朽化が進んでいます。

また、既存の学校施設を改修することで、一定期間の利用延長は可能ですが、建築後85年を経過するような学校施設については、建替えが必要になります。建替えをする際には、その後、長期的に利用する計画も必要になります。児童生徒数は年々減少し、学校施設は年々老朽化していきますので、望ましい学校づくりを推進するためには、学校施設の維持管理も併せて取り組んでいかなければならないと考えております。

3ページをご覧ください。

次に、「基本的な考え方」です。この基本方針では、指宿市の子供たちのために「何が本当に大切なのか」をしっかりと考えながら、20年、30年後の指宿市の姿を見据え、学校教育の変化や、多様な教育的ニーズに対応できるように、望ましい学校教育環境を整えていくことを最大の目的としています。この目的を踏まえ、「子供たちにとっての望ましい学校」の個別具体案を作成し、学校規模、施設、地域連携等の課題解決に向け、保護者や地域住民の皆様のご理解とご協力を得られるように協議を進めていきます。

ここで「個別具体案」としておりますのは、この基本方針を基に、住民説明会等により、保護者や地域住民の皆様にご説明を行い、再編に関するアンケートを行った後、それぞれ個別に計画を作成するもので、その計画を基に、それぞれ対象となる中学校区域ごとの組織を立ち上げ、協議を進めていきたいと考えております。

次に、「(1) 望ましい学校規模」です。学校教育において、児童生徒が集団の中で、様々な考え方に触れ、互いに協力し合い、そして切磋琢磨しながら「生きる力」を身に付けていくことは、とても重要であると考えます。そのためには、ある程度の学校規模や学級集団を確保することが必要です。

そこで、この第2次基本方針においては、表に示してありますように、「指宿市の望ましい学校規模」を定め、望ましい学校づくりに取り組んでまいります。望ましい学校規模は、学校教育法施行規則や、文部科学省が策定している「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」にある、中学校の望ましい学級数の考え方を参考にしまして、中学校を1校当たり9学級から18学級の各学年3学級から6学級とし、小学校を1校当たり12学級から18学級の各学年2学級から3学級と定め、中学校においては、「免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったり」することができるように進めてまいります。

次に、「(2) 教育環境の長期的な将来ビジョン」です。

児童生徒数の将来予測値で学級数を試算したところ、30年後の令和33年には、中学校が18学級、小学校が36学級となり、その後も児童生徒数の減少に伴い、学級数も減少していく見込みであることから、30年後には、中学校は2校若しくは1校、小学校は3校若しくは2校に集約するよう、老朽化が進む学校施設の計画的改修と併せて、将来を見据えた望ましい学校づくりを進めていくこととしております。

この(2)では、これまで協議を重ねてきた各学区の調整会議の中で、20年後を見据えて検討してほしい、将来的なビジョンを持っておく必要がある、などの意見があったことから、長期的な将来ビジョンについて、教育委員会としての考え方を示したものであります。30年後には、現在と比べて児童生徒が約4割減少すると予想されます。長期的な将来ビジョンとしましては、望ましい学校規模を維持するためには、市内において、中学校は2校若しくは1校、小学校は3校若しくは2校に集約するよう、建替えを含めた学校施設の計画的改修も併せて行っていかなければならないと考えております。

4ページをご覧ください。

次に、「(3) 望ましい教育環境への短期的な取組み」です。(2)では、30年後を想定した長期的な将来ビジョンを示しましたが、(3)では、これから4～5年後を見据えた、短期的な取組の方針を示しております。まず、中学校の適正規模化です。現在、市内全ての中学校において、学校規模の小規模化が進んでいます。中でも、西指宿中学校及び開聞中学校にお

いては、3学年とも単学級となっております。3学年とも単学級の場合には、部活動や合唱・合奏などの集団活動における多様性等が制限されることや、一般的に教職員数が少ないため、教科担任による学習指導が十分にできにくい教科があるなど、生徒にとって良好な学習環境とはいえない状況となることから、早期に再編を行い、学習環境の改善を図る必要があると考えます。

西指宿中学校は、今年度の生徒数が60名、開聞中学校は100名であります。30年後を見据えた長期的な将来ビジョンとしては、市内で2校若しくは1校に集約するよう進めてまいります。短期的な取組としましては、3学年とも単学級である西指宿中学校と開聞中学校の学習環境の改善を図るため、西指宿中学校については北指宿中学校と、開聞中学校については山川中学校と、それぞれ既存校1校を活用した集約を目指していきたいと考えております。

集約の方法や時期など、具体的な内容につきましては、個別具体案を作成し、それぞれの集約する中学校ごとに協議を行っていきたくと考えており、この第2次基本方針においては、それぞれ2校ずつの集約を目指すことを基本的な考え方としております。

次に、「②小学校の適正規模化」です。小学校については、これまでの基本方針を基に、中学校区単位での協議などを重ねてまいりましたが、小学校の再編に関する協議では、地域の方々の小学校に対する熱い思いや、小学校よりも中学校の再編を望む声が多くあるなど、山川地域以外では、再編を進めることが難しい状況でした。しかしながら、今後、小学校の望ましい学校づくりについても、保護者や地域から学校規模の適正化を望むなど、これまでの状況が変化するようなことも考えられますので、短期的な取組としましては、継続して将来を見据えた学校規模の適正化についての検討を進めていきたいと考えております。

次に、「閉校後の学校跡地の活用」です。学校跡地の利活用の短期的な取組としましては、閉校後、すぐに利活用についての方向性を定められるよう、再編の協議と併せて協議していきたいと考えております。

5ページをご覧ください。

参考図表として、「児童生徒数の推移」、「中学校別学級数の推移予測」、6ページには「小中学校校舎の築年数」を掲載しております。

以上で、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

#### (別府委員)

中学校再編の大きな理由の1つとしまして、部活動の自由度が少ないのではないかとということが挙がっております。それに対しまして、パブリック・コメントの中では、最近はスポーツクラブというのがあるから、それも含めると集団活動が制限されているとは言えないというような意見が2つほど挙がっております。スポーツクラブというのに我々は馴染みがないのですが、パブリック・コメントを出されている方は、部活動とスポーツクラブは同じ視点と捉えて

いらっしやって、このような意見を出されたと思います。部活動とスポーツクラブというのについて、教育委員会としては、どういった捉え方をすればいいのでしょうか。

#### (上村室長)

パブリック・コメントの意見としますと、学校外の活動というのもありますよねという意見でございましたが、学校整備室としましては、あくまでも学校の中での学校教育における集団活動、そういったものを生徒同士、たくさん的人数で切磋琢磨していく、そこが重要であるとしております。外部で、そういったスポーツクラブに行ける子、行けない子もいらっしやると思いますので、やはり学校で集団活動ができる環境をつくってあげるのが大事であると考えております。

#### (別府委員)

スクールバスに乗り遅れたら、親が仕事でいなければ送ってあげられなくて、休まざるを得ないのではないかと、そういう意見もございました。新しい山川小学校ではスクールバスでの通学が始まっているわけですが、実際そういうことがあったことはあるのか、そういった場合には、どのような対応がなされているのか教えてください。

#### (七夕職務代理者)

別府委員の質問に関連して。資料20の4、基本的な考え方の欄に、合併した場合、生徒の自宅から学校までの距離は遠くなるという意見がありますが、その回答としましては、ご意見として承りますとなっています。これは現在も、切実な問題だと思えます。中学校の再編に限らず、山川小学校ではスクールバスでの登下校が始まっておりますので、この件につきましても回答をお願いいたします。

#### (常深課長)

まず、スクールバスについてですが、現在、山川小学校のスクールバスの遅刻等について、大きな問題が出ているというのは聞いておりません。ある程度、連絡を待ってからスタートしておりますし、連絡なしで行けなくなったということは聞いておりませんので、そこらへんは家庭との連携がうまくいっているのかと思えます。

#### (上村室長)

先ほどの七夕職務代理者の質問についてです。ご意見として承りますと、単純に回答しているのではないかということだったのですが、ここにつきましては、実際に具体案を策定して、協議をしていく形になります。その時にまた、スクールバスを運行した場合、こういった問題があるのか協議をしていかなければならないと思っておりますので、今回のパブリック・コメントについては、あくまでもご意見として承っておきますという回答にしたところです。

#### (福富委員)

パブリック・コメントでも何件か出ていたかと思うのですが、北指宿中学校と西指宿中学校、山川中学校と開聞中学校を統合しても、9教科の担任を揃えることができないという意見もあ



りました。例えば、山川中学校が南指宿中学校に合併すれば、5クラスになって、9教科の担任制は充実するのでしょうか、現在200人の生徒をバスで移動させたり、バスターミナルの問題とかも出てきたりと、現実的には難しいのかなと考えますし、山川・開聞で段階的に進めていくのが、現実的だろうなと感じます。

例えば、30年後を見据えて、指宿市が2校の中学校になったとして、それが2校とも指宿地域に建てしまった場合、車で25分から30分くらいかかり、特に開聞地域が遠くなってしまいます。バスの距離や通学の時間が長くなって問題はないのか、そこはどうお考えでしょうか。

#### (上村室長)

20年・30年後、指宿地域に2校若しくは1校になった場合、開聞からになると遠くなり、通学時間が30分くらいになってしまうこともあるかと思います。20年・30年後の2校若しくは1校というのは、児童生徒数で積算して、長期的な取組として掲げているところではございますが、今後、その状況に応じてどうなるか分かりませんが、もし1校になった場合は、その際の通学手段とか、そういったものを検討しなければいけないと考えております。今回は、短期的な取組として、まずは、西指宿中学校と開聞中学校が3学級であるということを念頭に置いて、そこを再編していこうという考えです。30年後に、状況によっては指宿に1校、山川・開聞に1校若しくは義務教育学校というような使い方というものも考えなければならない状況も出てくるのかなと、今は考えているところです。

#### (七夕職務代理者)

1つの考え方として、北指宿中学校と西指宿中学校、山川中学校と開聞中学校と、ここでは地域的な再編を考えておりますけれども、そうではなくて、生徒数の数での再編。例えば、西指宿中学校、山川中学校、開聞中学校でという考え方はできないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

#### (上村室長)

恐らく、そういった考え方の人も出てくるのではないかと考えておりますが、まずは、市として、どういう方針でいくかというのを今回は示しております。教育委員会としては、北指宿中学校と西指宿中学校、山川中学校と開聞中学校という基本方針で説明会をして、アンケートを取りたいと考えております。そこで、七夕職務代理者がおっしゃるように西指宿中学校、山川中学校、開聞中学校ではどうですか、という意見がアンケート等が出るようであれば、そこはまた方針を見直す形になるかと思いますが、現段階では教育委員会としては、この方針を進めさせていただきたいということで考えております。

#### (吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

#### (吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第26号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4、議案第26号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第5、議案第27号、教育委員会事務局の職員の任免についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

議事（非公開）

日程第5 議案第27号 「教育委員会事務局の職員の任免について」・・・原案同意

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されていた議案等については、すべて終了いたしました。

## 8 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんか。

(中摩参与)

「水無池の歴史的価値及び学術上の価値の調査について」の答申について、ご報告を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

令和3年6月3日付指教歴第44号で諮問のありましたこの件につきまして、市文化財保護審議会にて調査いたし、令和3年8月20日付けで答申書が提出されましたので報告するものであります。

市文化財保護審議会では、水無池の考古学的調査と火山学的調査を実施しております。この結果、近代農業史の一端を示す文化財は発見されましたが、それ以前の遺跡は発見されておりません。一方、水無池噴火火山灰層の本体を確認し、水無池の噴火時期は約5,500年前と推定されたところでございます。

調査結果に基づき2ページ目に所見を示しております。

これによりますと、水無池は指宿火山群のうち、鏡池マール群に含まれるマールであり、今回の調査において、火口の形状は極めて良好に残っており、貴重な地形であることが確認されたこと、また、火山学的調査において噴火時期を明瞭に示す火山灰層が確認され、地質学的にも重要な資料を提供したことから、水無池は学術的に非常に貴重であり、研究の推進に大きな役割を担っているだけでなく、指宿市の自然史を知る上でも極めて重要な地形であると考え

られております。加えて、火山噴火に関する防災的観点からも重要と言えるとされております。

次に、付帯意見でございます。今回の諮問に伴って、令和3年6月4日に臨時的に現地調査を実施した結果、水無池の学術的価値を高く評価することになったことから、水無池の開発に関しては、この評価を考慮の上、慎重に検討されるべきであるとしております。万一、この地形が開発によって滅失する場合は、地形の詳細な測量記録を残すべきとされております。

また、これまで、水無池については文化財指定等が行われていなかったことは、指宿市の文化財保護行政上の損失と言わざるを得ないとのことであります。

指宿市内には、水無池と同様の火山関連地形を含めた未指定文化財が多数残っているものと考えられており、今後、今回のような事態の再発を防ぐため、保存上の危機が予測される未指定文化財、特に水無池と同様の状態に置かれた火山関係地形につきましては、速やかに調査の上、文化財指定を行い保護の対象とするべきであるとのことでございます。

以上で、説明を終わります。

#### (吉元教育長)

水無池の歴史的価値及び学術上の価値の調査についてでございましたが、ご質疑・ご意見等ございませんか。

#### (七夕職務代理者)

調査については、大変有り難く思っております。調査をしていただいて、価値がある池というのは分かったのですね。そのように承っておきますので、よろしく願いいたします。

#### (吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

## 9 閉会の宣言

#### (吉元教育長)

以上で、令和3年第9回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。